

令和7年度10月只見町農業委員会定例総会議事録

日時：2025/10/15

13:00～15:00

場所：只見町町下庁舎中会議室

出席者：渡部周一郎委員、長谷部克則委員、目黒美樹委員、小島宜是委員、吉津榮一委員、、、
飯塚春夫委員（6名）

欠席者：小沼一弘委員、渡部理一委員、山内征久委員、馬場大輔委員、齋藤聡委員（5名）

事務局：星事務局長、岩瀨秀一専門員（2名）

作成者：岩瀨秀一専門員

事務局

こんにちは、開催前に資料の確認をお願いします。
それでは定刻になりましたので、10月定例総会を始めたいと思います。
会長を議長として、よろしくお願いいたします。

議長

先月24日に常設審議委員会に出席して来ました。皆様方においては大農家を除いては稲刈作業がほぼ終わったかと思われます。また、来月6日県下農業委員会大会がありますので、参加予定者は忘れずに参加してください。私からは以上です。

それではただ今より只見町農業委員会10月定例総会を開会いたします。

本日の出席状況は委員総数11名中6名の出席を認め、本会が成立したことを報告いたします。届出欠席者は別紙のとおり5名です。

次に、会議録署名人を2名指名いたします。

6番小島委員、7番吉津委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

小島委員

吉津委員

（了承）

議長

それでは、「議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

はい

議長

議案書の3ページをご覧ください。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、その当事者より下記のとおり申請され、受理したので、申請どおり許可するものとする。令和7年10月15日提出、只見町農業委員会会長ということで今月は4件の申請がございました。

まず1件目ですが、譲受人K氏が譲渡人KK氏より空き家と共に周辺農地を購入し、公務員k氏が農業を始めるといことで、田3筆、畑2筆の合計1,458㎡になります。2件目も同じ譲受人K氏が所有名義が違う母KH氏から畑1筆200㎡を購入する内容となっております。場所としては議案資料の2ページをご覧ください。それぞれ計5筆の場所となります。購入した住宅地は、近くの〇〇番地です。担当農業委員と推進委員で現地調査をしており、3～5ページがその時の写真で調査報告書が7ページですので、担当委員から報告をお願いします。

7番吉津委員

10月6日に推進委員の本名委員と事務局立会いの下、現地確認を行いました。実は譲受人K氏は、私の住宅の町道を挟んで隣の空き家を購入し現在建設中でございます。年内中には完全に布沢から引越してくると聞いております。今回の取得する農地については、一部私がじゅうねん栽培をしていたところでもあり、現在は遊休農地ですが、草刈り等で何時でも農地として利用できると思います。また、勤めのK氏ですが営農計画書にも記載があるなど休日や朝晩を利用しての農業に従事するという意思が感じられます。周辺地域との関係も特に問題なく、許可相当と思われるので、よろしくお願いいたします。

事務局

次に3件目ですが、栃木県在住の譲受人KM氏が譲渡人小川地区のYT氏より空き家と共にYT氏所有の農地を購入し、次年度以降夫婦で新規就農者として農業を始めるといことで、田3筆、畑8筆の合計6,734㎡になります。ただし、現地調査の結果田2筆と畑2筆については、農地として利用は困難という判断で、申請書から承諾を得て削除したいと考えていることを申し添えます。

購入した農地の位置は、議案資料の8～12ページ、現地調査の様子は、13～16ページです。先程説明した非農地証明に変更されてはと思うのが13ページと14ページ③⑩⑪⑫の山林化です。原野化もありましたが、草刈り等で何とか農地になると判断しております。調査報告書が17ページですので、担当委員から報告をお願いします。

2番渡部委員

10月6日に推進委員の堀金委員と事務局立会いの下、現地調査を行いました。事務局の説明でもありましたが、私の意見も3条申請には不適と思われる農地があったと思います。しかし譲渡人KMは、只見町の新規就農者として来月町やJAそしてトマト組合と面談を行うなど夫婦で既に空き家購入しており移住に向けて準備中であることを小川区へあいさつに来たと聞いております。耕作が困難な農地は、後日現況確認証明申請という形で申請していただくことで、今回それ以外の農地はほとんど遊休農地であるが草刈り等を行い農地に復元し営農計画に記載のとおり野菜等を栽培する計画であり、許可相当だと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局

次に4件目の説明に入ります。

譲受人KS氏が譲渡人TN氏の破産管財人HY氏より小林字上照岡地内の畑313㎡を購入し、KS氏所有の隣地の畑と一体的に管理していくという申請であります。場所としては議案資料の18ページをご覧ください。また担当農業委員と推進委員で現地調査をしており、19ページがその時の写真で調査報告書が20ページですので、担当委員から報告をお願いします。

11番飯塚委員

10月6日に推進委員の五十嵐委員と事務局立会いの下、現地調査を行いました。譲受人KS氏は申請地の隣で野菜を耕作しております。調査内容としては、特に問題ありません。よろしくお願いいたします。

議長

はい、事務局並びに担当委員より概要の説明や現地調査での報告がございました。

この議案にご質問等ございませんか。

2 番渡部委員

事務局に聞いていいかわかりませんが、空き家バンクの登録は家財等が残っていても登録は出来るのか？

事務局

はい、どちらでも登録は可能です。
しかし、家財等がある場合には、なかなか売れないのが現状です。

議長

他にございませんか。
(ありません)
ないようでございますので、議案第18号について、承認するに賛成の方の挙手をお願いします。

全委員
議長

(全員挙手)
全会一致により議案第18号は原案の通り承認されました。

事務局

次に「議案第19号 現況確認証明申請について」を議題とします。
事務局より説明を求めます。

はい
議長
議案書の5ページをご覧ください。
議案第19号 現況確認証明申請について、下記の者より現況確認証明願いの申請があり、受理したので証明するものとする。令和7年10月15提出、只見町農業委員長ということで1件の申請がございました。申請当事者は、小林地区のMY氏法定相続人MM氏で申請地番は、只見町上川原地内の地目畑、現況が原野、76㎡で現況地目に合わせるため。経過としては、平成20年に母が亡くなってからその農地は耕作せず、原野化し現在に至っております。
議案資料の21ページに位置図、狭い三角形の土地でございます。
また担当農業委員と推進委員で現地調査をしており、22ページがその時の写真で調査報告書が23ページですので、担当委員から報告をお願いします。

11 番飯塚委員

10月6日に推進委員の五十嵐委員と事務局立会いの下、現地調査を行いました。現地調査の結果、経緯のとおり20年前から耕作していないため草木が生い茂り原野化しておりました。特に問題ありません。よろしくお願いたします。

議長

はい、事務局並びに担当委員より概要の説明や現地調査での報告がございました。

この議案にご質問等ございませんか。

全委員
議長

(ありません)
ないようでございますので、議案第19号について、承認するに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)
全会一致により議案第18号は原案の通り承認されました。

議長

本日の提出議案は以上です。続いて、協議報告事項に入ります。事務局
お願いします

事務局

別紙資料(1)をご覧ください。福島県下農業委員会大会及び研修旅行の参加状況について説明いたします。

今回の参加者は、事務局2名を含め8名でございます。工程については米沢市内での株式会社米沢稔りの会への視察研修受入れが決定いたしました。それ以外は特に変更ございませんが、明和公民館出発の時間が多少早めになりました。また、研修予算ですが3ページのとおり公費以外で個人負担金はお一人概算で1万円として作成しております。研修が近くなりましたら配車表を郵送でお送りいたします。

次に別紙資料(2)をご覧ください。

タブレット操作研修の開催につきましては、アンケートの結果既に皆様へは通知してありますように別紙開催要領に記載のとおり、明日16日は朝日公民館で午前10時から、15時からは明和公民館、19時からは只見公民館で開催いたしますので、忘れずに参加をお願いします。

その他

・農業委員会定例総会の農繁期の開催時間の変更について
事務局より農繁時期の5月、10月の総会は出席率が特に悪く開催時間を変更してはどうか検討いただきたい。

参加委員

以前に時間を変更した経緯はあるが、変わらなかった。事務局では苦勞すると思うが、時間の変更はしないで、今までどおりやっていくべき。
(全会一致で賛成となった)

議長

事務局からは、以上となります。

それでは、すべての議案、報告事項が終わりましたので、他に何かございませんか。

(全委員 ありません)

無いようなので、これで10月の定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

只見町農業委員長 飯塚 春夫 様

この議事録は、会議内容と相違ないことを認め署名する。

令和 7年//月17日

議事録署名人 小島 宣是

議事録署名 人 吉津 菜一